

<表2>騒音に係る規制区域の区分及び基準値(騒音規制法・宮崎市公害防止条例)

区域の 区 分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境保全課備えつけの規制区域図参照)	基準値(工場・事業場の敷地境界)※		
		昼 間 8～19時	朝 6～8時 夕 19～22時	夜 間 22～翌6時
第1種	第1・2種低層住居専用地域	45 dB	40 dB	40 dB
第2種	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種	工業地域	70 dB	65 dB	55 dB

※ 第2～4種区域において、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域は、同表に掲げるそれぞれの値から5 dBを減じた値とする。